

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年11月20日（火）

担当課：街づくり計画部 建築指導課

件 名：大和市手数料条例の一部改正について	
提出理由：都市の低炭素化の促進に関する法律の公布に伴い、大和市手数料条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 都市における社会経済活動に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制、吸収作用の保全・強化を図ることで、都市の健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下、「法」という。）が、平成24年9月5日に公布された。 - その中では、二酸化炭素の排出の抑制等に資する建築物の普及促進のための措置が講ぜられることとなり、その新築等の計画について所管行政庁が認定する制度が創設された。 - この認定を受けた「低炭素建築物」（以下、建築物という。）は、所得税（住宅ローン減税）、登録免許税等の税制上の優遇措置や建築基準法上の容積率の緩和措置を受けることができる。 2. 改正の理由 - 建築物の認定にあたっては、地方自治法第227条の規定に基づき条例に定めることにより、手数料を徴収することができる。 - 認定事務には、審査等相当の業務量が伴うこと、また受益を得るのは申請者であること等を勘案し、手数料を設定するものである。 3. 計画の認定に伴う審査項目 - 建築物の新築等の計画について、主に次の項目への適合を審査する。 (1)省エネルギー性に関する基準（必ず適合すること） - 外壁、屋根を断熱性が高いものとするなどにより、石油、水力等の一次エネルギーの消費量を基準以上減ずること。	(2)その他の低炭素化に資する措置に関する基準（次の取り組みのうち、必ず2項目以上について適合すること） - 節水に資する機器の設置 - 雨水または雑排水の利用 - エネルギーマネジメントシステムの設置 - 定置型の蓄電池の設置 - 緑化等ヒートアイランド対策の措置 - 住宅の劣化軽減に資する措置 - 木造であること - 高炉セメント等（強度と耐久性に優れたセメント）を使用 4. 改正の内容 - 以下の手数料を建築物の用途等に応じ設定する。 ①認定手数料（変更認定は1/2） 技術審査は民間の登録住宅性能評価機関等が行い、書類審査や認定書作成を市が行う場合 （例）一戸建ての住宅の場合：4,900円 ②認定及び審査手数料（変更認定は1/2） 技術審査、書類審査、認定書作成を市が行う場合 （例）一戸建ての住宅の場合：34,000円 ③建築確認申請併願の場合の認定手数料 ①又は②＋確認申請審査相当額（建築基準条例による） *手数料については、次のような理由から、本市を含む県内13所管行政庁で同一の金額設定となる見込みである。 - 審査は国の認定基準に沿うことが必要で、また所要時間例も示されており、実質的にどの所管行政庁も同様の審査を行うこと。 - 国策として進められている施策であり、少なくとも県内においては、サービスの提供の統一的な取り扱いを図ることが好ましいこと。
経 過 H24. 9.5 法の公布（施行は3ヶ月以内を予定） H24. 10.3 県内自治体の意見交換会において、手数料の金額設定について協議 H24. 10.9 国による低炭素建築物の認定基準のパブリックコメント	今後の予定 H24. 12 議案上程 H24. 12.5 までの間 法の施行 H24. 12 条例施行